

平成 31 年度

当初予算の概要

平成 31 年 2 月

病院事業局

平成31年度 病院事業局 施策体系

■ 県民に安心・信頼・高度の医療を提供し、県民医療を守り支える

1 質の高い医療の提供

- 安心、安全、信頼の医療の提供
- 新庄病院改築整備の推進
- 総合医療情報システムの計画的整備と活用推進

2 人材の確保と育成

- 医師確保対策の推進
- 医療スタッフ（医師除く）等の確保
- 職員の資質及びモチベーションの向上
- 米沢栄養大学及び保健医療大学との連携の推進

3 医療連携・機能分担の推進

- 医療機関及び介護・福祉施設・在宅医療との連携
- 大学及び県立病院間の連携

4 経営の改善

- 安定した収益の確保
- 医業費用の効率化
- 個人医業未収金対策の強化
- 医事・会計部門の強化

平成31年度当初予算 総括表

(「前年度対比」は平成30年度当初予算からの増減である)

表1 業務の予定量

	予定量	前年度対比	備考	
入院	年間入院患者延数	419,400人	△10,255人	直近の患者動向を踏まえた見通し
	入院診療日数	366日	1日	
	一日平均入院患者数	1,146人	△31人	
	病床利用率	84.9%	2.2p	
外来	年間外来患者延数	589,947人	△11,231人	直近の患者動向を踏まえた見通し及び外来診療日数の減少によるもの
	外来診療日数	244日	△1日	
	一日平均外来患者数	2,401人	△36人	
ドック利用者延数	2,664人	6人		

表2 収益的収支予算

(単位：千円)

	予算額	前年度対比	備考	
収益的収入	医業収益	32,194,936	462,616	
	入院収益	22,494,562	22,038	1人1日当たり53,635円×患者数419,400人 (前年度対比 +1,331円)
	外来収益	8,703,625	457,551	1人1日当たり14,753円×患者数589,947人 (前年度対比 +1,037円)
	その他医業収益	996,749	△16,973	
	医業外収益	6,797,077	333,320	
	(うち一般会計繰入金)	(4,891,603)	(129,970)	・救急医療の確保に要する経費等の積算単価増 ・高度医療に要する経費の繰入対象拡大
	(うち経営健全化補助金)	(133,944)	(133,944)	
	特別利益	386,440	△61,193	
計	39,378,453	734,743		
収益的支出	医業費用	38,845,196	1,356,158	
	給与費	21,673,464	340,114	退職給付費の増等
	材料費	8,202,246	454,777	高額医薬品の使用増による薬品費の増等
	その他医業費用	8,969,486	561,267	原油価格高騰による燃料費の増等
	医業外費用	993,688	68,426	
	特別損失	42,362	0	
	予備費	2,000	0	
計	39,883,246	1,424,584		
総収支	△504,793	△689,841		
経常収支	△846,871	△628,648		

表3 資本的収支予算

(単位：千円)

	予算額	前年度対比	備考	
資本的収入	企業債	1,493,700	△2,562,900	建設改良費の減
	出資金	129,324	25,902	新庄病院改築整備に係る増等
	長期借入金	784,639	784,639	病院事業運営に係る借入金
	負担金	1,513,430	44,340	新庄病院改築整備、ドクターヘリ搭載医療機器整備事業に係る増等
	その他資本的収入	35,947	35,947	保健衛生施設等設備整備費補助金等
計	3,957,040	△1,672,072		
資本的支出	建設改良費	1,684,388	△2,085,963	
	資産工事費	421,585	6,278	新庄病院改築整備に係る増等
	資産購入費	1,239,966	△2,092,964	(H30)電子カルテ等の総合医療情報システム更新の一部完了
	リース資産購入費	22,837	723	
	企業債償還金	2,675,291	△317,304	
計	4,359,679	△2,403,267		

平成31年度当初予算 主要事業一覧

部局名：病院事業局

(単位：千円)

番号	項目名	予算額	区分	事業概要
1 質の高い医療の提供				
(1)	安心、安全、信頼の医療の提供	979,245		<ul style="list-style-type: none"> ○各病院の計画的な改修 (主なもの) <ul style="list-style-type: none"> ・中央病院患者サポートセンター整備等工事 ・新庄病院C棟電気室変圧器更新工事 ○医療機器等の整備 ○ドクターヘリの運航経費及び搭載医療機器整備 ○県立病院医療安全研修事業
(2)	新庄病院改築整備の推進	187,551		<ul style="list-style-type: none"> ○基本設計及び実施設計業務委託 ○外構及び用地造成工事設計業務委託【新規】等
(3)	総合医療情報システムの計画的整備と活用推進	1,029,207		<ul style="list-style-type: none"> ○中央病院、新庄病院及び河北病院における電子カルテ等の総合医療情報システムの更新
2 人材の確保と育成				
(1)	医師確保対策の推進	550,597		<ul style="list-style-type: none"> ○医師確保対策、初期研修医報酬 (主なもの) <ul style="list-style-type: none"> ・勤務環境の改善(中央病院院内保育所運営) ・初期研修医の確保 (病院見学受入れ、リクルートサイト開設等) ・業務負担の軽減(医療クラークの配置)
(2)	医療スタッフ(医師除く)等の確保	370,806	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○看護師等確保対策 <ul style="list-style-type: none"> ・業務負担の軽減(看護補助者の配置) ・勤務環境の改善(中央病院院内保育所運営)(再掲) ○障がい者雇用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・中央病院に「院内業務支援チーム(仮称)」を設置【新規】
(3)	職員の資質及びモチベーションの向上	350,607		<ul style="list-style-type: none"> (主なもの) ○医師研修(学会参加、研究調査等) ○認定看護師、専門看護師の育成 ○医療技術員の専門資格取得促進 ○病院経営管理士の育成
3 医療連携・機能分担の推進				
(1)	医療機関及び介護・福祉施設・在宅医療との連携	40,000		<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉士による退院支援強化
4 経営の改善				
(1)	安定した収益の確保	88,416		<ul style="list-style-type: none"> ○診療情報管理士による診療報酬制度への対応強化 ○DPC分析ソフトの活用等
(2)	医業費用の効率化	9,699		<ul style="list-style-type: none"> ○経営コンサルタントの活用
(3)	個人医業未収金対策の強化	5,500		<ul style="list-style-type: none"> ○弁護士事務所への未収金回収業務委託
(4)	医事・会計部門の強化	82,695		<ul style="list-style-type: none"> ○病院経営管理士の育成(再掲) ○診療情報管理士による診療報酬制度への対応強化(再掲)

平成31年2月定例会 議案説明会

＜予算案件以外の案件一覧＞

＜平成31年度分＞

◆ 条例案件 1件

番 号	案 件 名	提 案 理 由
議第98号	山形県立病院料金条例の一部を改正する条例の制定について	県が設置する病院の料金の額の適正化を図るためのもの

◆ 条例以外の案件 なし

平成31年2月定例会 議案説明会

＜病院事業局所管の2月補正予算の概要＞

〔病院事業会計〕

1 総括表

(1) 収益的収支

(単位：千円)

	平成30年度現計予算	2月補正	2月補正後
総収益	38,649,413	13,123	38,662,536
総費用	38,535,031	841,147	39,376,178

(2) 資本的収支

(単位：千円)

	平成30年度現計予算	2月補正	2月補正後
総収入	5,646,877	779,367	6,426,244
総支出	6,780,711	△32,891	6,747,820

2 主な内容

(1) 収益的収支

(総費用) 医業費用の増 783,411千円

(2) 資本的収支

(総収入) 一般会計からの長期借入金 800,000千円

(総支出) 工事等の事業費確定による建設改良費の減 △32,891千円

山形県立病院料金条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表			別表		
区分		金額	区分		金額
—略—			—略—		
保険診療以外療養等の療養	保険診療と療養等の内容が同じもの（管理者が別に定めるものを除く。）	診療報酬等に関する告示の規定の例により算定した額に1.08を乗じて得た額（助産に係る診療等においては、診療報酬等に関する告示の規定の例により算定した額）。ただし、自動車の運行によって傷害を受けた者（その傷害につき、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第3条の規定による損害賠償の請求をすることができる者に限る。）のその傷害についての診療にあっては、診療報酬等に関する告示の規定の例により算定した額に1.5を乗じて得た額	保険診療以外療養等の療養	保険診療と療養等の内容が同じもの（管理者が別に定めるものを除く。）	診療報酬等に関する告示の規定の例により算定した額に1.1を乗じて得た額（助産に係る診療等においては、診療報酬等に関する告示の規定の例により算定した額）。ただし、自動車の運行によって傷害を受けた者（その傷害につき、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第3条の規定による損害賠償の請求をすることができる者に限る。）のその傷害についての診療にあっては、診療報酬等に関する告示の規定の例により算定した額に1.5を乗じて得た額
—略—			—略—		
備考1及び2 —略—			備考1及び2 —略—		